淀川水系流域委員会 第7回委員会(H14.2.1) 資料 4

一般からの意見聴取について

1 委員会、部会におけるこれまでの取り組み

一般からのご意見をホームページ、ニュースレター等により、常時受け付け、頂いたご意見 を委員会、部会資料として配付

委員会、部会の場で一般傍聴から意見をお伺いする時間を設ける(すべての会議で実施) いくつかの現地視察において、決められた視察ポイントに現地の方に自由に集まって頂き、 意見をお伺いした

11/20 第7回琵琶湖部会(現地視察)にて、地域に詳しい方に事前にお願いしていくつかのポイントで現状等について説明頂いた

12/21 第 8 回琵琶湖部会終了後に「意見聴取のための試行の会」を開催し、意見発表を希望される方すべてにお話し頂いた。また、1/24 第 9 回琵琶湖部会終了後に一般の方々等に参加を呼びかけ、場を変えて「意見聴取の試行としての個人的な集い(仮称)」を実施。

テーマを設定し、広く呼びかけて「一般からの意見募集」を行った(昨年 12 月に流域委員会として実施)

「一般からの意見募集」への応募意見のなかから 10 名程度の方々に、部会にて直接、意見をお伺いする会を実施。

2 一般からの意見募集の結果概要

(1)結果概要

- ・平成 13年 12月に新聞広告、チラシ等で一般からの意見を募集
- ・合計 239 編の意見が集まった。
- ・意見の詳細については、「一般からの応募意見集」を参照頂きたい。
- (2)活用方法等

委員会資料として検討課題の各項目ごとに意見を分類(別紙) ホームページにて一般へ公開予定

3. 部会、委員会での予定

各部会で応募者の中から部会ごとに発表者を選び、部会にお招きして意見をお伺いする 会を実施

- ・1 月 26 日:淀川部会にて実施(10 名の方が発表、委員との質疑応答)
- ・1月27日:猪名川部会にて実施(7名の方が発表、委員との質疑応答)
- ・2月19日:琵琶湖部会で実施予定

委員会での予定

平成 14年3月30日(土)10:00~12:00

委員会での意見聴取の会を実施予定

3-1 提案、ご意見<総論>

| | | 御意見、提案の内容 | 提案者 |
|-------------------|------------------------|---|----------------------------------|
| | | 現状と将来像の基本設計像を描く際には、持続性がキーワードとなる。 | 和田委員(No.52 淀) |
| | | 琵琶湖・淀川水系は他の水系と異なる、古代からの固有の生物群をもっている。 | 第8回淀川部会(谷田委員) |
| | | 琵琶湖・淀川水系は世界的にも珍しく長い歴史持っている。ゆえに文化的な意味も含めて議論する必要がある。 | 第6回委員会(川那部部会長) |
| | | 雨が降ったときには被害が起きない程度に水が入ってくるような高水敷が存在する淀川 | 第8回淀川部会(有馬委員) |
| | | 川は山から始まり最終的に海まで続いている。このようなことを踏まえて、川の位置づけをどう考えるかを基本に据えたい | 第8回淀川部会(倉田委員) |
| | | 源流域から河口まで魚が移動し、棲息できる河川整備計画とすべき | 第8回淀川部会(渡辺委員) |
| | | 歴史や住民の思い入れがわかる形になっている川がいいと思う | 第8回淀川部会(山本委員) |
| | | 「短期的・「刹那的」な目標設定」 「自然の歴史を考えた真に長期的な目標設定。現状から考えるだけではなく、理想的にはどのようにあるべきかを考えたうえで、その方向に向かって進める」 | 川那部部会長(第6回琵部会資 料3-3) |
| | | 現状を基準に考える 現状を基準に考えるだけでなく,「1000年というような長い時間スケールや」,「もし原始状態から開発するならどうあるべきだったのか」という「理想」も考える ・原始の状態,本来のすがたについての理解,再現の努力、天ケ瀬ダムの撤去,巨椋池の復活などの検討 | 原田委員(No.31 淀) |
| | | 人のため 生き物のため,自然のためという価値観の重視・拡大 ・アユがへったなら放流すればよい,といった考えの転換。 | 原田委員(No.31 淀) |
| | 1-1長期的な展望、川 のあるべき姿等 | くらしを守り,支えるハード・ソフト基盤を中長期的・総合的に整備 | 池淵委員(No.3 委猪) |
| | | 無謀な開発をしている所は元に戻すという決断も30年後を考えると必要である。 | 第4回猪名川部会(田中委員) |
| | | 現在の計画で今の水需要を乗り切るとしても、その後人口が減ってきたときにどうするのかというビジョンを最 低限考えるべきである。 | 第5回猪名川部会(田中委員) |
| | | 本来きれいな水を川に取り戻すためには、川によって自然を作らせて川のなすがままに任せるという理念が必要である。 | 第9回淀川部会(紀平委員) |
| | | 「基本的な考え方」の項目に「自然としての川がどう変動するのか」という物理的な視点を追加した方がよい。 川は変動するということを念頭において河川整備計画を策定する必要がある。 | 第8回琵琶湖部会(江頭部会長代理) |
| | | | 第8回琵琶湖部会(嘉田委員) |
| | | がある。 従来は短期的・刹那的な目標設定のもと河川整備計画が策定されてきたが、今後は歴史的な観点から川と人間と | 第8回琵琶湖部会(川那部部会 |
| 1. 淀川水系の目 標、理念 | | の関わりを考えた長期的な目標設定のもと河川整備計画を策定するという基本的な視点で議論を行いたい。 「どのような河川、流域が望ましいか」を検討するためには、流域の自然環境を本来の自然に戻すことは不可能 | 長) 第8回琵琶湖部会(川那部部会 |
| 1东、土心 | | であることをふまえ、「今後どのような川のあり方が必要か」を議論しなくてはならない。 川に対するいろいろな視点があるため、川のあるべき姿を論議するためには、河川とは何かを整理しなければな | 長) 第8回琵琶湖部会(三田村委 |
| | | らない。 かつて「在地文化」「在水文化」という言葉を作りだし、文化庁の文化審議会に認めてもらったが、これらの言 | 員) |
| | | 葉のように、「川は本来どうあるべきなのか」については明示的に記載した方がよい。 魅力的な川(生態系、景観、学習の場として) | 第8回琵琶湖部会(嘉田委員) |
| | | | 川上委員(No.11 委淀) 川那部部会長(第6回琵部会資 |
| | 1ー2川と人との関係 | 地域的、歴史的特性をふまえ、川と生きものの関係をも含めて、総合的に考えることが必要であり、適当なバラ | 料3-3) 芦田委員長 (No.1 委) |
| | | ンスが大切である。 今後は、悪化した環境を出来るだけ復元するとともに、人間による自然の調節の範囲をできるだけ限定して、 | 芦田委員長(No.1 委) |
| | | 生物の生息環境を持続的に保全しなければならない。 「人間の利害の視点」からの河川整備 「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備 「治水」「利水」「環境」の分類・順序の見直し 縦断的(山〜川〜海)不連続の修復 横断的(河川区域外〜河川敷〜水域)不連続の修復 河川水質の修復 排水路・用水路・人工的利用空間土木構造的整備の是正 | 河川管理者(No.54) |
| | | 「河川の視点」および「人間の利害の視点を同等に位置づけた河川整備」河川の視点:水・土・生物(人間を含む)等によって構成される複合体としての河川系(生態系)という視点 | 川那部部会長(第6回琵部会資 料3-3) |
| | | 「河川を拘束、制御する」 「河川に生かされる」 繰り返す破堤の輪廻からの脱却 流量・水位変動管理の弾力化 水利用の見直し | 河川管理者(No.54) |
| | | これまでは、生物と人間、水を分離させるということで事業を進めてきた。これからは、その分離を見直し、連続という観点で事業を行う必要があると考えている。 | 第4回琵琶湖部会(河川管理者) |
| | | これまでの分離問題等について、一般に説明するためには、緻密な科学的なデータを積み上げる一方で、価値観 の転換といった哲学・思想の問題も含めた両側からのアプローチが必要である。 | 第4回琵琶湖部会(嘉田委員) |
| | | 流域全部を川だと考えると、流域に暮らしている住民の生活のあり方も含めた河川のあるべき姿を考えることが 重要である。 | 第8回琵琶湖部会(三田村委員) |
| | | 「本来の自然環境を備えた河川が望ましい」については、「理想の川はあるのか」、「川は自然と呼べるのか」を疑問に思う。自然の川に戻すにはどうすればいいのかではなく、「我々にとってどれだけ価値のある川にするのか」を論議すべきである。 | 第8回琵琶湖部会(村上委員) |
| | 2-1地球環境 | 温暖化現象とその影響については、注意深く見守っていかなければならない。 | 芦田委員長(No.1 委) |
| | | 地球温暖化による、世界的気候変動を考えて、渇水や洪水の頻度を警戒していく必要がある。 | 第5回猪名川部会(池淵部会長 代理) |
| | | 従来の水資源開発は過剰ではないかという意見もあるが、渇水が短いタームで起こってきていることや地球温暖 化の進展など、地球環境の変化を考えれば、今後水資源が確保できる保証はない。費用面や環境との共生も考 え、どうソフトランディングさせるか考えていくことが一番の課題である。 | 第5回猪名川部会(矢野委員) |
| 2. 社会、流域全体 の視点 | | 地球環境保全のために、行政・事業者・市民が実践すべき方策を、河川の立場から考えていく必要がある。 | 第6回猪名川部会(本多委員) |
| (次頁へ続く) | 2-2社会環境 | 人口増大・成長の前提での施策展開 人口減少の前提での施策展開 ・堤内地の大胆なゾーニング | 原田委員(No.31 淀) |
| | | 河川法改正により、治水、利水に環境が加わったが、環境の範囲は、自然環境だけを考えると対象が狭くなる。 社会環境、文化環境についても考える必要がある。 | 第1回猪名川部会(米山部会長) |
| | | 自然環境だけではなく、都市や人口等、他のことも考える必要がある。環境に関しては自然環境、社会環境、文化環境の3つについて考える必要がある。人は、文化のフィルタを通して自然環境を見ているが、フィルタ自体が変わることも考慮に入れる必要がある。 | 第3回委員会(米山部会長) |

1

| (制資からの総合) | | | 御 意 見、提案 の 内容 | 提案者 |
|---|---|--------------------|---|-----------------------|
| 2 - 2-37(73.5년) | | T | | 第8回淀川部会(槇村委員) |
| 2 - 2017 자 201 년 1 - 2017 자 201 년 1 - 2017 자 2017 자 2017 자 2017 자 2018 자 2017 전 2017 전 2018 자 2017 전 2018 전 201 | | | 「使いたいだけ使えるような利水計画」 「『もったいない』との考え方のもとで、「ライフスタイル」を変え | |
| ### (株の金田、大学の金田、 機関するの世界がおり知识できたのではおりからしまます。) このよう知識等 (金田の田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | | 2 _ 3 - | 次世代に資源や自然環境を引き継いでいく義務を果たすためには、今のライフスタイルを変えていく必要がある。暮らしが変われば許容の範囲も変わり、多くの環境を次世代に伝えることができる。人々が自然や河川と触れ合いながら、自分の暮らしを川から学ぶことでライフスタイルを変えていく、このようなことも整備計画に含 | , |
| 변경 : | | <u> </u> | 人間の暮らし方次第では、整備する必要がない状況にできたのではないかという事業もあり、このような議論も | |
| 변화 | | | 水の使い方を啓発してゆく取り組みや、ライフスタイルそのものを変えてゆくための取り組みを今から実行する | , |
| ### 10-15 (1994년 # 1997년 1997) ### 10-15 (1994년 # 1997년 1997) ### 10-15 (1994년 # 1997년 | | | 流域そのものが河川であるという考え方は、川と密接に関連しながら我々の生活空間があるという考え方にたっている。私たちの生活空間の環境をどのように考えるのか、その環境をいかに子孫に残すのか、そのためにどの | |
| # 10 - 12 전 10 전 | | | | 桝屋委員(No.39 委淀) |
| #################################### | | | 例)子どもの水辺再発見プロジェクト・水辺の楽校 | 川上委員 (No.11 委淀) |
| 2-4위 제 대학 7-8 호점 | | | | 第3回淀川部会(田中真委員) |
| | | 2-4河川に対する意識 | ┃く、人々がその河川をどう思ったのかという気持ちもデータとして集めることが、河川を評価することにつな | 第4回猪名川部会(本多委員) |
| 2 전象。 表現を含いたいであった。 1 日本の 1 | | | 10年、20年で人間の価値観は変化するため、変化する価値観や生活に伴って計画自体も見直していくという柔軟な対応が必要である。住民が参加して、20年後の日本人の生活や地球の環境がどうなっているのかという視野で | 第5回猪名川部会(細川委員) |
| (1.16. 私かちの立たが登場の場所を2013)に考えるのか、その場類を1かに子色に対すのか、そのためたに必要 | | | | 第6回猪名川部会(細川委員) |
| 2 他表、現場等を | | | ┃ている。私たちの生活空間の環境をどのように考えるのか、その環境をいかに子孫に残すのか、そのためにどの | 第8回琵琶湖部会(三田村委 員) |
| の現在 | 2 社会 流域全体 | | | |
| 日本 | の視点 | | | |
| 2-6液域管理 2-6xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx | (前兵がうの別で) | | 思える、もう一度大英断を覚悟し土地利用を検討すべきではないか | |
| 2 6 流域管理 2- 7 元域管理 2- | | | 流域管理には流域の水から見た適切な土地利用や人間活動のあり方を考えることが重要であり、そのためには関係者で流域協議会のような組織を作って管理していくことが望ましい。 | 芦田委員長(No.1 委) |
| 26兆城管理 | | | | 第4回猪名川部会(畑委員) |
| たはは以外の心が、利水価値を指揮することが不可欠である。どの種屋の安全産とするかは、試験があると思う 発展開発の用砂会(地郷亜会長代理) 「雪かな森林とは何か」とは何か毎号する必要があるのではないか。 第6回委員会(水山委員) 「雪かな森林とは何か」とは何か毎号する必要があるのではないか。 第6回委員会(水山委員) 「雪かな森林とは何か」とは何か毎号であるため、かなた目間であっておかわない。 森林を含かた世域全体の火、土砂に関する大規様ションレーションを行け、イの機業を評する必要がある。 | | | | 第5回委員会(塚本委員) |
| 議権 計画の 現在 (水田 | | 2-5流域管理 | ▶た森林以外の治水、利水機能を確保することが不可欠である。どの程度の安全度とするかは、議論があると思う | 第5回猪名川部会(池淵部会長 代理) |
| 自然的であるため、かなりの許容組度を与った目標であってもかまわない。 | | | 「豊かな森林とは何か」とは何か再考する必要があるのではないか。 | 第6回委員会(水山委員) |
| 水の発生や製用面等、優先価位をきめて総合判定できるようなシステムができればなおよいと思う。 今の回来をは水の出来的 | | | | 第6回委員会(水山委員) |
| 水の主役に置くという方向性も必要である 日) | | | | 第6回委員会(水山委員) |
| | | | | |
| 2-6水循環、物質循環 | | | | 第10回淀川部会(大手委員) |
| 2-6水循環、物質循環 | | 2-6水循環、物質循環 | | |
| 2-6水循環、物質循環 流砂系の回復をはかるべきである | | | 水循環にかかわる環境の保全、再生を可能な限りはかる必要がある。。 | 芦田委員長(No.1 委) |
| 1 (必要がある | | | | 芦田委員長(No.1 委) |
| うなしくみをつくらなければならない。 | | | | |
| 基本的な考えのもとで優先順位の明確化フォローアップシステムの確立 河川管理者(No.54) 河口アップシステムの確立 京思決定に用いる情報はあたかも確実であるかのように考える。 「順応管理」の考え方を導入し,不確実性があるという認識のもとで意思決定・施策の結果のモニターの重視と,モニター結果にもとづいてフレキシブルに施策を変えられる態勢・試験的に流量を増やしたり,ダム操作を変更して,その後の生態系の回復をモニターするような調査 ベースの書金・哲学はそのままに、名論部分や詳細については将来の再検討、改訂を妨げない方向に進まねばな 山本委員(No.48 淀) すべての事業について、その結果を評価しながらフォローアップしなければならない。 芦田委員長(No.1 委) ゴー委員長(No.1 委) 京の持続(次真へ続く) 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である 第6回琵琶湖部会(寺川委員) 誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションブランが必要 | | | │ 湖の富栄養化を防止するために、かつてそうであったように、陸の物質循環、水の物質循環が正常に機能するよ | |
| 意思決定に用いる情報はあたかも確実であるかのように考える。 「順応管理」の考え方を導入し,不確実性があるという認識のもとで意思決定 ・施策の結果のモニターの重視と,モニター結果にもとづいてフレキシブルに施策を変えられる態勢 ・試験的に流量を増やしたり,ダム操作を変更して,その後の生態系の回復をモニターするような調査 ベースの理念・哲学はそのままに、各論部分や詳細については将来の再検討、改訂を妨げない方向に進まねばならない。後世にチェックを委ねるところは委ねて良い すべての事業について、その結果を評価しながらフォローアップしなければならない。 芦田委員長(No.1 委) 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である 第6回琵琶湖部会(寺川委員) 能が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションブランが必要 行政中心の計画 市民とのバートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題に対処すべきである 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の比重の増大・従来より広い範囲の施策の検討、ハードウェア的施策のとソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | | | 基本的な考えのもとで優先順位の明確化 | 河川管理者(No.54) |
| 3-1整備、計画の視点 (次頁へ続く) 3-1整備、計画のあり方 (次頁へ続く) 3-1整備、計画のおり方 (次頁へ続く) (次頁へ続く) おこれを使うして、その結果を評価しながらフォローアップしなければならない。 第6回琵琶湖部会(寺川委員) 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である 第6回琵琶湖部会(専川委員) | | | 意思決定に用いる情報はあたかも確実であるかのように考える。 「順応管理」の考え方を導入し,不確実性があるという認識のもとで意思決定 ・施策の結果のモニターの重視と,モニター結果にもとづいてフレキシブルに施策を変えられる態勢 | 原田委員(No.31 淀) |
| 3. 整備、計画の 視点 (次頁へ続く) 3-1整備、計画のあり方 (次頁へ続く) 1 画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である 量) 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である (次頁へ続く) 1 画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である (方政中心の計画 市民とのパートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである ・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題 大手委員(No.8 淀) 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行 川那部部会長(第6回琵部会資政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の重視 ソフトウェア的施策の比重の増大 ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | | | | 山本委員(No.48 淀) |
| 視点 (次頁へ続く) (次頁へ続く) 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である (身) 誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションブランが必要 第6回琵琶湖部会(嘉田委員) 行政中心の計画 市民とのパートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題に対処すべきである 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行 川那部部会長(第6回琵部会資政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の比重の増大・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | 3 敕供 計画の | | すべての事業について、その結果を評価しながらフォローアップしなければならない。 | |
| 誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションプランが必要 第6回琵琶湖部会(嘉田委員) 行政中心の計画 市民とのパートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題に対処すべきである「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」「住民が知恵を出し、それを行政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の重視 ソフトウェア的施策の比重の増大・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較原田委員(No.31 淀) | 視点 | | 計画がどのように進められていくのかをチェックし、議論する受け皿をつくっておくことが重要である | |
| 計画を詰めていくべきである ・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題 に対処すべきである 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行 川那部部会長(第6回琵部会資政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の重視 ソフトウェア的施策の比重の増大 ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | (グ) (グ) | | 誰が主体で、誰が責任を持つのか、水や川は誰のものか等の所有権も明確にした形でのアクションプランが必要 | |
| 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行 川那部部会長 (第6回琵部会資 政が推し進めるかたちの整備設定」 ハードウェア的施策の比重の増大 ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | | | 計画を詰めていくべきである ・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民ともに同じレベルの上にたって、個々の問題 | 大手委員(No.8 淀) |
| ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 原田委員(No.31 淀) | | | 「『寄らしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」 「住民が知恵を出し、それを行 | |
| | | | ┃・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 | 原田委員(No.31 淀) |

| | | 御 意 見、提案 の 内容 | 提案者 |
|-----------------|----------------------|---|---|
| | | 「治水」「利用」という項目の中に「環境」が溶け込んでいる河川整備計画にできないかと思う | 第6回琵琶湖部会(村上委 員) |
| | | | 渡辺委員(No.53 淀) |
| | | 整備水準の設定にあたって今後予想されるリスクとそれに対する備えと考えを持っておく必要 | 池淵委員(No.3 委猪) |
| | | 河川法改正により国土交通省は水質保全に積極的に関わる必要がある。 | 川上委員(No.11 委淀) |
| | | 「水のない川は川ではない」、こうした滋賀県の河川の状況を踏まえたうえで議論がなされるべき | 小林委員(No.17 琵) |
| | | 「水はとにかく早く海に流し、一方でダムで水を貯める計画」 「水量の変化する自然な流れを治水の基本とする計画」 | 川那部部会長(第6回琵部会資 料3-3) |
| | | 伏流水となって荒れた河原になっている中流域を中心に、上流域の水源涵養にもかかわりながら河川の整備の方向性について、これまでとは異なった発想で検討すべき | 小林委員(No.17 琵) |
| | | 「洪水期・渇水期を中心とした計画」 「平常時を含めた計画」 | 川那部部会長(第6回琵部会資料3-3) |
| | | 土木工事と水防の関係が理解できる具体的な施策とする必要がある | 第8回淀川部会(荻野委員) |
| | | 川、湖での遊びの部分をきっちり押し出した方がよい | 第6回琵琶湖部会(寺川委 員) |
| | | 多自然型 近自然型川づくり(魅力ある川づくり、伝統的河川工法の見直しと活用、天然材料の使用) | 川上委員(No.11 委淀) |
| | | 無制限な開発や人間の土地利用の後追いで治水対策を行なってもだめである。まずこういう川にしたいというビ ジョンがあって、河川計画を考えるべきではないか。 | 第1回猪名川部会(田中委員) |
| | | 住民が川を認識し、川と親しく付き合うためには、川や水だけではなく堤内地も含めたつながりがないと関心が 持てない。そのため、国土交通省で河川の連続性をふまえ総合的にやっていくことが重要ではないか。 | 第7回淀川部会(塚本委員) |
| | | 水需要の増加に対応した対策をとるのではなく、国土交通省として節水を呼びかけ、水利用をセーブさせることも重要であり、そういった取り組みも整備計画の中に位置付ける必要がある。 | 第5回猪名川部会(本多委員) |
| | | | |
| | | が起こったら、もう一度目的を探し直す進め方である。今後、この進め方にのっとって、全利害関係者が集い、計画を作りながら、事業を実施して常に計画を塗りかえる、という進め方に変えていく必要がある。 | 第5回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | これまでは、川からいかに水を溢れさせないかという観点ばかりが重視されていたが、今後は川の立場になって 考えるという熱意、いかに川に汚染物を入れないか視点を持たなければならない。 | 第9回淀川部会(田中真委員) |
| | | 河川整備計画を策定するうえでは費用対効果は大きな柱ではないと思うが、具体的な施策を検討する際には費用 対効果を考慮する必要があるのではないか。 | 第9回淀川部会(原田委員) |
| | | 河川整備は公共土木事業であるから、費用対効果の考え方は重要である。しかし、お金に反映できない芸術性等 の心の問題とどう折り合いをつけていくかが非常に重要である。 | 第9回淀川部会(荻野委員) |
| | | これまでの河川管理は洪水期に水を封じ込めることを最大目標にしたため、川がただの排水路、放水路になってしまい、人とのかかわりを断絶してしまった。今後は、洪水期という異常事態を想定した河川管理のあり方を根本的に変えなくてはならない。 | 第9回淀川部会(寺田委員) |
| | | 人間のライフスタイルや意識、環境についての考え方、専門家と地域住民のパートナーシップの重要性など、これを河川整備計画の中でどう取り扱うかという問題がある。流域全体の協議会など、システムをこの整備計画の中で提案していくことが必要ではないか。 | 第6回委員会(芦田委員長) |
| 3. 整備、計画の | | 自然の側にたった工事の仕方、人間生活のあり方を変えていくような河川整備計画を策定すべきである。 | 第8回琵琶湖部会(松岡委員) |
| 視点 (前頁からの続き) | | 川は街に流れており、街の一部でもあるので、その街にあった川のあるべき姿を育んでいくとともに、流域に暮らしている住民の意見を反映した河川整備計画を行うべきである。 | 第8回琵琶湖部会(井上委員) |
| (次頁へ続く) | 3-2事業のあり方 | ハードからソフトへの移行 | 川上委員 (No.11 委淀) |
| | | ローコスト化 無駄をまったくなくすぎりぎりのコスト計算には不安を感じる。 | 川上委員(No.11 委淀) 山本委員(No.48 淀) |
| | | 無駄をようたくなくすさりのコスト計算には小女を感じる。 あるべき全体像から具体的な現場の取り組みが見直され修正されてきた教訓は大きい | □ 本安貞(NO.46 ル) 尾藤委員(No.33 委) |
| | | 事業による影響を予測し、大きな影響があると予測されたものについては、途中の結果を見ながらゆっくりと進めて行くことが大切 | 芦田委員長(No.1 委) |
| | | 河川工事を全部実施せずに、次の世代に残しておくということも考える必要がある | 第8回淀川部会(荻野委員) |
| | | 河川事業というのは「触らない、保全する」ということも一つの大事な事業ではないか | 第8回淀川部会(田中(真)委員) |
| | | | 第8回淀川部会(山岸委員) |
| | | │ │ │自然の保全だけでなく、回復が必要な事態になっており、自然を取り戻すための公共事業を実施する必要があ | 第5回委員会(鷲谷委員) |
| | | る。また、その際に市民やNPOなど多様な主体の参加によって自然を再生していくことが必要である。 全ての河川事業に費用便益分析の概念をあてはめられるかという問題がある。河川管理者から、便益と費用の考 | 第5回琵琶湖部会(仁連委員) |
| | | え方を示して頂き、それを踏まえてどのような目標を持つべきか、議論したい。 | ` , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| | | 育成を手がける必要がる。 「維持流量の問題」や,「水位変動に依存した生き物の保全のための水位(流量)管理」の問題においては,適 | 第8回琵琶湖部会(寺川委員) |
| | 3-3管理のあり方 (次頁へ続く) | 応(順応)管理の考え方は重要 | 原田委員(No.31 淀) |
| | | 河川管理者は治水と利水の河川技術者。自然や生き物のことは専門家に頼る。 河川管理者は,野生生物やその生息環境を含めて,河川を総合的に管理できる人(組織) ・生き物や環境は公的財産でそれを守るのは,管理者の重要な仕事であるという国民的コンセンサスをつくる。 「管理」の専門家を育てる | 原田委員(No.31 淀) |
| | | 淀川水系全体を国立公園に指定することを提案したい | 第8回淀川部会(小竹委員) |
| | | 定川の自然を守るための一つの方策として、淀川を河口まで国立公園にすることを提案する。そして、今後は、 国、府県、市が河川整備、河川管理の面でより連携していくことが必要である。 | 第9回淀川部会(小竹委員) |
| | | 水が流れていなければ川ではない。そういう意味で低水管理の問題を考えることは非常に重要である | 第6回琵琶湖部会(宗宮委員) |
| | | 後の世代も自然の恵みを利用できるよう長期的な持続可能性を優先させるなど、つながりや広がりを重視した管理が必要である。また、生態系については分からないことが多いため、不確実性を前提とした管理の手法を取り入れる必要もある。 | 第5回委員会(鷲谷委員) |
| | | 八れる必安ものる。 | _ |
| | | グムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきである。 | 第5回猪名川部会(松本委員) |
| | | ダムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきであ | 第5回猪名川部会(松本委員) 第5回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | ダムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきである。 川のことにも地域のことにも詳しく、合意形成能力も持っている「川守さん」というような人物を育成することを提案する。今、河川管理者はそこまでは賄いきれておらず、住民団体も河川管理者がやっているほどの仕事は | ` ' |
| | | ダムを造れば水質が低下するため、それを下流でどう補うのか、全体での河川の維持管理を考えていくべきである。 川のことにも地域のことにも詳しく、合意形成能力も持っている「川守さん」というような人物を育成することを提案する。今、河川管理者はそこまでは賄いきれておらず、住民団体も河川管理者がやっているほどの仕事はできていない。 河川のもつ多様性を考えた場合、河川管理者の権限と能力には限度があり、河川管理者に期待すべきことと期待 | 第5回琵琶湖部会(村上委員) |

| | | 御 意 見、提案 の 内容 | 提案者 |
|----------------------|---|---|----------------------------------|
| | | 若者には他の遊びを選択する余地もあるので、水を守るという本質から見た場合、このような遊びの行動には何らかの歯止め、条例等の仕組みを用意すべきではないか。 | 第9回淀川部会(田中真委員) |
| | | 河川利用者と流域の住民は、時間や空間の規制や量的規制とお互いの紳士協定によって、棲み分ける必要がある。 | 第9回淀川部会(小竹委員) |
| | 3-3管理のあり方 (前頁からの続き) | ・ 琵琶湖をダムの様に使う発想は自然の予定に逆らう行為であり、その問題をどうとらえるべきか、議論する必要 がある。 | 第6回委員会(川那部部会長) |
| | | 流域管理全体から見て、関係者で流域協議会のような組織の設置などの提言が必要ではないか。 | 第6回委員会(芦田委員長) |
| | | 流域住民が直接河川管理に関わることができるような河川管理のあり方を問い直す必要がある。 | 第8回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | 省内の連関(特に農水・国交内部) 道路局(道路、橋梁)との連携 | 川上委員(No.11 委淀) 谷田委員(No.21 委淀) |
| | | 多くの関係省庁が関わる必要がある | 第8回淀川部会(田中(真)委 員) |
| | | 「総合化」という考えが重要であり、具体的には行政間の調整、連携ということになる | 第8回淀川部会(槇村委員) |
| | | N P O とのパートナーシップ 既存のNPO組織ばかりでなく、意識のそう高くない住民にも参加、発言を促し、モチベーションを高める工夫が必 | 川上委員(No.11 委淀) |
| | | 要。 今後、整備計画で、河川管理者と住民(NPO含む)等のパートナーシップの適切なありよう、意見調整をする機構 | 山本委員(No.48 淀) |
| | | を考えてはどうか。 | 山本委員(No.48 淀) |
| | | 地域住民・NPO・研究者・河川管理者の継続的交流・活動の推進のための「流域センター」の整備 | 川上委員(No.11 委淀) 第8回淀川部会(荻野委員) |
| | | 市民との対立関係のもとでの開発・調査 市民との協力関係のもとでの役割分担(行政と市民の有意義な役割分担と協働。市民活動への補助 - 水防団の役割,市民による調査等を河川管理に位置づけ,補助) | 原田委員(No.31 淀) |
| | | 担と励働。中氏治動への補助・水防団の役割,中氏による調査寺を河川管理に位置づけ,補助) | 第8回淀川部会(山本委員) |
| | | 住民意見の聴取を恒久的に行えるしくみをつくる | 山本委員(No.48 淀) |
| | | この流域委員会終了後も、いろいろな分野でこのような交流会が実施されるように活動したいと思う | 第8回淀川部会(塚本委員) |
| | | 直轄管理区間が基本となっているが、市との連携など対象を広く考えるべきである。 | 第1回淀川部会(塚本委員) |
| | | 100年先を見据えた都市計画プランが実現していない原因は、住民側のモチベーション、動機づけが欠けていたからである。そこで暮らしている住民から意見をくみ上げ、ダイナミックに計画に組み入れることが重要である。 | 第3回委員会(尾藤委員) |
| | | 地域に密着し、川に対する様々な思いを抱いている住民が自分達で調査することは、川への関心を高めることや 汚染原因を確かめる、行政に働きかける等、具体的な行動につながっている。住民の自立的な活動のためには、 自分達で調査することは欠かせないと考えている。 | 第7回淀川部会(川上委員) |
| | | 行政はサービス機関であって、住民が行政を先導していく時代が到来しつつあるのではないか。今後、このよう なことも流域委員会で議論していく必要がある。 | 第7回淀川部会(桝屋部会長代理) |
| | 0 1 1 5 -0 | 行政には限界があり全てに対応できない。任せることができる部分は住民に任せるということではないか。 | 第7回淀川部会(長田委員) |
| 2 軟件 引示の | 3-4パートナーシップ | 行政は、淀川の環境問題について100%カバーできないため、行政の枠組みを越えた活動が行えるNPO等の組織が必要となる。行政は税金の一部をそのような組織支援に使うべきである。 | 第7回淀川部会(荻野委員) |
| 3. 整備、計画の視点 | | 今必要なのは自然を知るため、失われた自然を取り戻すための協働である。 | 第5回委員会(鷲谷委員) |
| (前頁からの続き) (次頁へ続く) | | これからの川づくりは、環境省や農林水産省等との連携が必要ではないか。良い川を作ろうとした時、他省庁と の連携も踏まえ、どのようなプロセスが必要なのかということも議論していく必要がある。 | 第5回委員会(寺川委員) |
| | | 猪名川の山奥の開発で、さらにきれいな部分が失われるが、本当に地域住民が望んでいる工事になっているのか 考えてくべきである。 | 第5回猪名川部会(松本委員) |
| | | ラムサール条約の締約国会議で採用された決議と勧告文のうち、特に住民参加について、「利害関係者相互の信頼関係を築くことが重要で、そのためには仲介人となる人材が必要」と記されている点を強調したい。 | 第5回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | 一 行政の調査は完全ではなく、市民の素早い情報収集能力と発信力を活かせるよう市民レベルの調査に対して、行 政からのバックアップすることも必要である。 | 第5回琵琶湖部会(藤井委員) |
| | | ー 今後の河川管理の体制を考えるうえで住民と行政がどう付き合っていくか議論することが非常に重要。法的な部 分もかなり関係してくるので、法律分野の専門家の意見も聴く必要がある。 | 第5回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | | 第9回淀川部会(倉田委員) |
| | | 「善意ではない人々」と、今後どのようにパートナーシップを築いていくのかを考える必要がある。例えば、環境保護団体と水上バイクのメーカーやディーラーと議論してもらうことで、その第一歩にしてみてはどうか。 | 第9回淀川部会(谷田委員) |
| | | 知恵を出すのは、政府ではなく住民である。政府はそれを支えるためにある。 | 第6回委員会(川那部部会長) |
| | | | 第6回委員会(川上委員) |
| | | 住民がアイデアを出し、研究者が実現のための支援をするといった方法をシステムとして持続的に実施していく 財政的、法的、制度的な仕組みが、新しい河川整備計画の中でどう担保していけるのか、具体的課題を議論して いく必要がある。 | 第6回委員会(中村委員) |
| | | 琵琶湖について他の計画と一体で議論する必要はないかもしれないが、接点をどこかで持って、位置づけしてお く必要がある。 | 第6回委員会(寺川委員) |
| | | | 第6回猪名川部会(本多委員) |
| | | | 第10回淀川部会(大手委員) |
| | 3-5市民とのコミュニ ケーション(情報共有、発信、意見聴取など) (次頁へ続く) | 河川に関わる住民組織(水防~NPO、NGO、学校)のデータベースを作成する | 谷田委員(No.21 委淀) |
| | | 河川行政に住民意見を日常的に汲み上げるシステムづくりと住民意識の成熟をうながすための辛抱強い公報、啓 発 | 畚野委員(No.34 猪) |
| | | ダム建設の意見聴取の対象・補償対象は、地域住民全体 | 田中(哲)委員(No.20 猪) |
| | | 幅広い意見をくみ上げる努力が必要である | 第8回淀川部会(山本委員) |
| | | 「意見を聴く」という仕組みだけでは不完全で、住民自らも負担を負う、意見を言ったら責任が及ぶ、という仕 組みも考える必要がある | 第6回琵琶湖部会(仁連委 員) |
| | | 河川と人がどう関わっていくかというところに、インタープリター(通訳)が必要になってくるのではないか。この整備計画の中にもしっかりと位置づけたい。 | 第4回猪名川部会(本多委員) |
| | | このような委員会を進めるにあたっては、委員や関係者だけではなく、広く流域住民に納得してもらい、実感や満足感を行き渡らせることが重要である。 | 第9回淀川部会(山本委員) |
| | | 住民団体から意見を聴く場合、開催場所によっては不公平が生ずるため、誰もが平等に参加できる開催場所を選 定する必要がある。 | 第9回淀川部会(倉田委員) |

| | | 御 意 見、提案 の 内容 | 提案者 |
|------------------------------|-----------------------|---|--------------------------------|
| | | 一般から意見を聴取する際には、善意以外の人を排除するのではなくそういう人も含めて意見を聞く必要があるのではないか。 | 第9回淀川部会(荻野委員) |
| | | 「どんな意見でもいいよ」と一般から意見を汲み上げるという形ではなく、現状の矛盾や不合理にぶつかっている人から直接話を伺うほうが、実態を知ることができるのではないか。 | 第9回淀川部会(塚本委員) |
| | 3-5市民とのコミュニ | | 第9回淀川部会(塚本委員) |
| 3. 整備、計画の 視点 (前頁からの続き) | ケーション(情報共有、発信、意見聴取など) | 行政からの一方的な情報公開ではなく、地域住民からの情報の発信、あるいは隠れている情報を導き出すといった本来の意味での住民主体というようなことが情報のレベルにおいても必要なのではないか。 | 第6回委員会(嘉田委員) |
| (刑員がらの例で) | (前頁からの続き) | 水質について暮らしの中で受け止められるわかりやすい説明を示す努力が不十分であった。そうした努力によって水質への関心が住民の暮らしの中にも芽生えてくるのではないか。 | 第6回委員会(尾藤委員) |
| | | ー 今、存在する施設の情報を整理するのが重要である。地域の人が持っている伝統的な情報と公的機関が持っている科学的な情報をどう系統的に整理するかが問題である | 第8回琵琶湖部会(嘉田委員) |
| | | │ この流域委員会で決定したことを住民にどうやって周知徹底してゆくべきか。川本来の自然を取り戻すために高 水敷に水を走らせるといったような対策は、川のそばに住む住民の理解がなければ成り立たない。 | 第10回淀川部会(山本委員) |
| | | 環境を中心に考えていくことが大切である。 環境重視の方向に思い切って舵をとらなければならない時期 | 紀平委員(No.14 淀) 山本委員(No.48 淀) |
| | | 保全、回復をまず第一に考え、治水、利水に関する工事の際に「河はどうあるべきか」の論議を、役立ててもらいたい。利用についてはその次だと考える。 | 紀平委員(No.14 淀) |
| | | 「<治水><利水>に影響の無い限りにおいて、環境を考えてみてもよい」 「環境保全を中心に『生態系的アプローチ』(いくつかの国連会議における用法による)を中心とする」 | 川那部部会長(第6回琵部会資 料3-3) |
| | | | 第6回琵琶湖部会(宗宮委員) |
| | | 川のあり方を考える上では、生きものが棲める条件づくりが重要。生き物が棲める川の持続性を保証できる限り | 見 |
| | | において公園などの利用が許される 琵琶湖淀川水系の整備の方向性は、まず、琵琶湖、河川、内湖の各生態系について、生態系の構造的側面と、倉田委員と三田村委員が河川について指摘している機能的側面を基本として検討すべきである。なお、構造的側面からは利用、治水と環境の一部について、また、機能的側面から水質汚濁、水・物質循環、水質浄化などにかかわる課題を検討すべきである | 小林委員 (No.17 琵) |
| | | | 尾藤委員(No.33 委) |
| | | ダムの上下を連続的につなぐ方法はないか | 桝屋委員(No.39 委淀) |
| | | 自然のままの川は、安心という面で子供が自発的に親しめる環境ではないと思う | 第8回淀川部会(山本委員) |
| | | 治水・利水の施策だけではなく、総合的な視点からの「ソフト」な施策についても説明すべきである。 | 第1回琵琶湖部会(藤井委員) |
| | | 水量を考えるのであれば、渇水時に人間の生活活動を犠牲にして、生物のために水を流すという決断が必要では ないか。 | 第4回猪名川部会(田中委員) |
| | | 琵琶湖総合開発は、水位を安定させることを目的にしているが、水位変動が魚類等に与える影響は大きい。視点 を変えて琵琶湖のことを考えないと、とり返しのつかないことが起こるのではないか。 | 第4回琵琶湖部会(松岡委員) |
| | | これまでの河川管理は、治水、利水のみで行ってきたが、現在は集水域、生態系も含めた河川管理が問われるようになっている。 どのような管理目標を持つべきかを議論すべきである。 | 第4回琵琶湖部会(仁連委員) |
| | | ヨシと水位の問題では、魚の立場やヨシ業者の立場等で様々あり、全体として議論していかなければならない。 | 第4回琵琶湖部会(川那部部会 長) |
| | | 洗堰の操作基準は治水と利水のみを考慮した過去のものであり、環境は考慮されていない。今後は自然環境等も 含めると操作規則の数値がどうなるのか考える必要がある。 | 第4回琵琶湖部会(川那部部会 長) |
| 4. 治水、利用、環境 | f(境界·融合領域) | 現状認識の後、哲学等についての議論も早めにしたい。例えば水需要を絶対的なものとして見るのではなく、ど う抑えるのかを議論し、その中で丹生ダムの事業をどう評価できるのかといった議論の進め方が必要である。 | 第4回琵琶湖部会(村上委員) |
| | | 丹生ダムについては、流域委員会でも徹底した議論で方向を出していく必要がある。 | 第5回委員会(寺川委員) |
| | | ダム以外の方法を含めて、十分検証の必要がある | 畚野委員(No.34 猪) |
| | | 具体的な施策として余野川ダムについては重点的に考える必要がある。ダムの利水、治水上の必要性の検討も必要ではあるが、環境の面からも考えなければならない。 | 第5回猪名川部会(吉田委員) |
| | | 50年に1日の洪水を防ぐために残り99%の日はつまらない川で過ごすのか、1日の洪水を許容して環境豊かな所に住むのかといった選択になるのではないか。 | 第5回猪名川部会(田中委員) |
| | | 治水や利水だけではなく、環境も人間の暮らしには大切なものであり、次の世代に伝えていくべきものである。 治水、利水と環境のバランスをどうとっていくかが大切である。 | 第5回猪名川部会(本多委員) |
| | | 水上バイクから排出される物質が熱等によって化学反応を起こし、有害物質に変化する可能性がある。排出される物質がどのような影響を与えるのかを事前に見極めてから、水上バイクを使用する必要があるのではないか。 | 第5回琵琶湖部会(一般傍聴者) |
| | | 定川は上流部でもその周囲には既に多くの人が住んでおり、被害ポテンシャルは大変大きくなってきているため、環境についてだけではなく、自然回帰と災害や渇水の視点とのバランスについて、もっと議論を広げる必要がある。 | 第9回淀川部会(寺田部会長) |
| | | 生き物を大切にした川づくりと安心して近づける川づくりのバランスをどう図るのかという点についてもさらに 議論願いたい。 | 第9回淀川部会(芦田委員長) |
| | | 本来の植生を再現するためにある程度の洪水を許容すべきだ。 | 第8回琵琶湖部会(寺川委員) |
| | | │──────────────────────────────────── | 第10回淀川部会(山本委員) |
| | | 川を拘束して制御しようとしてきた従来の治水思想は、環境面においても、治水面においても、川の内側と外側との連続性を断ち切り、ひいてはそのことが生態系を破壊し、洪水に対して非常にもろい街を生み出してしまった。川をめぐる生物と洪水、環境と治水の問題の根本的な原因は同じところに端を発しているのではないか。 | 第10回淀川部会(河川管理 者) |
| | | 治水安全度を確保したうえで、本来の川らしい自然を取り戻すためには、高水敷の切り立った矩形断面構造を斜面にして水際にすりつけ、多様な生物が生存する「水辺」をつくればいい | 第10回淀川部会(有馬委員) |
| | | 定川の自然環境が破壊されたのは、河川公園をつくったことに原因の一端がある。今やらなければいけないことは、淀川に川本来の環境を取り戻すこと、川らしい自然環境を取り戻すことである。治水、利水等を考え、望ま | 第10回读川如本(右医禾县) |
| | | しい川の姿が取り戻された後、利用について考えればよいのではないか。利用と利水をはっきりと分けて議論する必要がある。 | 第10回淀川部会(有馬委員) |

一般意見の集約のイメージ

3-2 提案、ご意見<各論>

| | | 御意見、提案の内容 |
|----------|--------------------|---|
| | | 洪水が無いことを川の魅力回復に |
| | 5-1方向性、考え方 | 川の水を絶対あふれさせないと言う思想は、この際捨てる必要がある。 |
| | 5一十万円圧、考え力 | |
| | | 是防の決壊は避けること |
| | | 木津川の堤防は砂でできているため住民の不安は計りしれない |
| 5. 治水 | | 丹生ダムの洪水対策効果に期待する |
| | | 広大な遊水地の確保を、等 |
| | | 堤防の強度を改善して欲しい。 |
| | | 河道容量を河川整備水準の指標として認識することは好ましいことではない |
| | 5-3高潮 | |
| | 5-4地震、津波 | |
| | | 少数家屋の嵩上げ、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容せよ。 |
| | 5ー5ソフト面での防災 | 個人レベルでも防災対策を持つべき |
| | 0 07万円間での例外 | ②氾濫した場合の対応策を流域住民に考えさせよ |
| | | 水防訓練用堤防の設置。 |
| | | 琵琶湖を子供たちの泳げる湖に |
| | | 定期的に川を掃除する |
| | | 定川は1.600万人の命を支えている水源であることを考慮すると、やはり川を自然のままにすることが大切である。河川公園をグラウンドに利用するこ |
| | 6-1方向性、考え方 | とについても、自然を考慮して、最小限に抑えていただきたい。 |
| | 9 1751 1121 157275 | 一 周辺の自然との連携を |
| | | |
| | | ④行政のインフラづくり。 ⑤行政主導の管理。 ⑥水面利用者がレクレーションとして安全かつ快適に楽しめる総合的な「水上公園」の整備と、それに 伴なう新たな管理体制の構築を行うべきである。 |
| | | 作なり材だな管理体制の構築を行うべきである。 |
| | | 現在の淀川の河川公園は国営公園であるが、地域の住民が親しめる公園を目指すのであれば、国営公園という考え方を見直し、地区毎の公園という位置付けにする必要があるのではないか。 |
| | | |
| 6. 利用 | | 定川舟運を復活すべきである。 |
| | | なぜ水上バイクだけを問題にするのか。反対派は自家用車で環境を悪化させていないのか?不況下ですべての産業が共存すべきだ |
| | | 河川敷整備で作られた公園、施設が利用されていない。集客サービスがかけているからであろう。トータル的な環境整備を構築して欲しい。 |
| | 6-2河川空間利用(水 | 地域住民の利用できる広場や河川公園づくり。 |
| | 域、高水敷) | 対岸との「渡し」の再現 |
| | | 河川敷ウォークができるように、川辺の小道を整備して欲しい。 |
| | | 河川敷のゴルフ場により、より多くの市民の川沿いの活動が制限されることは納得できない。 |
| | | 河川ゴルフ場の必要性を強く主張する |
| | | 猪名川において、せせらぎ水路のような体験(水辺)できるゾーニングを期待します |
| | 6-3利水 | ①大阪の上水はトンネル水道で琵琶湖から引く。②京都市の排水は下水管で直接大阪湾へ。 |
| | O 04477 | 水利権の慣習法は不当であり改めるべし。 |
| | | 水の流れの有る、虫も魚も住んで居る川に |
| | | 川を自由にすれば自然浄化が期待できる。 |
| | | 昔から住んでいる魚が泳ぐ川に戻したい。 |
| | 7-1方向性、考え方 | 自然復元だけで無く自然創生を。 |
| | | ①一人でも多くの人たちか環境の大切さや自然を守るためには何をしたらいいのかを考えてくれればと願っております |
| | | ②流れの止まったような瀕死の状態である今の川を、みんなで蘇らせましょう |
| | | 海から陸域までの水と栄養塩を循環させ「水と緑の回廊」をつくれ。 |
| | | めだかや蛍が育つ川が理想。 |
| | | 排水路の堆積土砂排出は水性植物を根こそぎにするので中止を |
| | | 魚の溯上、カワセミの営巣確保。 |
| 7. 環境 | 7-2生物、生態系 | 葦原の復元、増殖を |
| 7. 24-56 | | ワンドの拡大を |
| | | 長年にわたって築かれた淀川水系の生態系には、クマタカもその一員であり、言いかえればクマタカなどの猛禽類は水系の健全さを示す指標のひと |
| | | つである |
| | | 源流の荒れ果てた山に手を入れて、川本来の流量を取り戻せ。 |
| | | 地域内の伏流水の復活。 |
| | | 適切な水位管理をすべし |
| | | 川は眺めて楽しむだけのものになってしまった。 |
| | 7-3水量、水質 | 人間が豊かな生活を求めれば求めるほど、水質に対する負荷は大きくなると思う。 |
| | | 少なくとも夏には"海水浴"ができる程度と、魚釣りが、等々、楽しめる様に望まれる。 |
| | | 農業排水による泥水が魚の餌となるプランクトンの発生を阻害し、漁獲量の減少につながる要因となっていると思われる。 |
| | | 乾田不耕起直播栽培により河川の良化を。 |
| | | 農薬、家庭洗剤を減らせ。 |
| | | 護岸に手がかり、足がかりがなく、「川に落ちたら死ね」といわんばかり |
| | | 渡月にナかかり、足がかりかなく、「川に各らにら死ね」といわんはかり 淀川のように、細く、深く、真ん中で流れると良い。 |
| | | |
| | 7-4河川形状 | 川の流れを真中にして欲しい。 |
| | | ゆるやかな川の流れが良い。 |
| | | ①カヌーをする上での一番の危険物は、護岸ブロック、堰堤等の人工建造物。 ②川の中の人工建造物に自然環境だけでなく人への配慮を要望。 |
| ! | 注\音目草集·亚成12年 | 12月に行われた意見募集における意見 |

注)意見募集:平成13年12月に行われた意見募集における意見

第 ○回○○部会・一般傍聴者:会議に参加した一般傍聴者の発言

一般意見受付:ホームページ、NLなどにより庶務に寄せられた意見

| 提案者 |
|----------------|
| 意見募集(H13.12) |
| 一般意見受付 |
| |
| |
| 意見募集(H13.12) |
| 第8回淀川部会•一般傍聴者 |
| 意見募集(H13.12) |
| 意見募集(H13.12) |
| 第7回淀川部会•一般傍聴者 |
| 意見募集(H13.12) |
| |
| 意見募集(H13.12) |
| 一般意見受付 |
| 意見募集(H13.12) |
| 第5回琵琶湖部会•一般傍聴者 |
| 意見募集(H13.12) |
| 立口世供(2220.25) |

意見募集(H13.12)